

環 審 第27-4号

平成28年3月23日

四條畷市長 土井 一憲 様

四條畷市環境審議会

会長 福田 和



家庭系ごみ処理手数料のあり方について（答申）

平成27年6月1日付け、畷都生第389号により本審議会に対して諮問された「家庭系ごみ処理手数料のあり方」について、下記のとおり答申します。

記

本審議会は、四條畷市環境審議会専門部会から、別添「ごみ減量化施策としての家庭系ごみの有料化及びその導入方法、課題に係る検討報告書」を受け、家庭系ごみ処理手数料のあり方について、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）と家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）に分けて慎重に議論を行いました。

(1) 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）

可燃ごみは、有料化以前に紙類が資源となることについて、市民自らの意識の改革、資源化の方法を含めた市民への周知・啓発、集団回収といった市民との協働などの取り組みをさらに進めることで、ごみの減量化への余地は残されていること、及び、他市の状況も見据えながら行う必要があることから、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）の有料化の実施については時期尚早と判断します。

(2) 家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）

粗大ごみ・不燃ごみは、品目1点あたりの手数料体系として、一定の大きさ以上となる品目及び大きさに関係なく指定する品目を有料の対象とする考え方による一部有料化の実施については、審議会において、次のとおり意見があったところです。

反対とした意見

- ・専門部会からの報告では、有料化の実施について、まだ実施すべきではないとした意見が多数あり十分な議論ができていない。
- ・専門部会での意見を十分踏まえたものでないこと、また、有料化の実施について異論がある中で、今審議会での結論ではなく、再度審議すべきである。
- ・現在の経済状況下において、負担増となる市民の抵抗感は強いものがある。
- ・有料化の実施にあたっては、市民の意見を聞くことが必要である。
- ・有料化の実施により不法投棄が増加する。
- ・ごみの減量目標を達成している中、不公平感は以前からのことであり、現段階で有料化を実施するための理由にはならない。
- ・有料化を実施する前に、商品購入の抑制、物を大切に使用するという意識の向上について努力をするための余地が必要であること、周知を行うなど、検討し進めていかなければならないことがある。
- ・小型家電のリサイクルなど可燃ごみと同様に粗大ごみ・不燃ごみの減量化の余地は残されている。

賛成とした意見

- ・粗大ごみ・不燃ごみを出していない世帯が出している世帯の処理費用をも負担することは公平性を欠くものであり、出す量に応じた負担は当然である。物を大切に使用するという意識の向上とそれによる減量化に効果がある。
- ・専門部会の中で、有料化を実施すべきとした意見とまだ実施すべきではないとした両意見があった結果として提示されたものであり、やむを得ない。
- ・粗大ごみ・不燃ごみの一部有料化であり、ごみ減量化への議論、市民の意識改革や理解が深まること、及び、ごみの減量化が考えられ、近隣市の状況からも具体的に進めるべきである。今審議会で一定の結論を出すことが大切である。粗大ごみ・不燃ごみは、新ごみ処理施設において交野市と共同処理していくことから交野市の動向も考慮する必要がある。
- ・専門部会において両論併記となり審議会に諮られたことを踏まえた上で、有料化は実施すべきと考える。費用負担の公平性の確保を行うべきである。
- ・申込み制の導入段階及び有料化の実施段階でそれぞれごみの減量効果は一定認められる傾向があり、有料化の実施により、どのように対応していくかを考えるきっかけの提供という点での効果がある。
- ・一部の有料化実施はかまわないと考える。実施後、検証し制度の見直しを行えばよい。
- ・一定の有料化については近隣市の状況からも必要である。

このことから、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）の一部有料化の実施について審議会として採決を行った結果、賛成多数であり可決に至りました。

なお、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）の一部有料化を実施することに際して、以下の意見を付します。

- ・ごみ減量化施策については、リユースに係る周知・啓発や家具等のリユース展の継続・推進と広報を行うこと。
- ・不法投棄については、パトロールの強化、不法投棄されたごみの早期発見と速やかな撤去、車両侵入防止柵や看板設置などの継続実施を行うこと。
- ・有料化の実施にあたっては、市民への十分な説明と意見を聞き、市民の意見を尊重すること。
- ・交野市と一部事務組合を設置し、一般廃棄物の共同処理を行ってきたことと、今後も新ごみ処理施設で共同処理を行っていくことから、交野市との協調を図るとともに、その状況も踏まえること。